

全農薬通報

No. 345

2024年（令和6年）8月30日

目次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・農薬シンポジウム 2024 in 栃木／大分 報告
- ・安全協常任幹事会報告
- ・受発注システム改修案説明会

◎行政からのお知らせ

- ・総合防除の普及推進を図るための令和6年度全国キャラバン
- ・(株)M・B・Mが輸入・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

◎全農薬ひろば

- ・ノウゼンカズラ



全国農薬協同組合



〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL：03-3254-4171

FAX：03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

2024年（令和6年）

- 9月19日(木) 10:30～ 第313回理事会（執行部協議会、各委員会）
- 10月7日(月)～11日(金) 第102回植物防疫研修会（農薬安全コンサルタント）
- 10月23日(水) 13:30～ 監査会（理事長、監事）
- 10月16日(水)～18日(金) 第11回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
- 11月20日(水) 第314回理事会
- 11月21日(木) 第59回総会・第315回理事会・第47回安全協全国集会
- 12月11日(水) 執行部協議会・第316回理事会
- 12月12日(木) 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

2025年（令和7年）

- 2月 3日(月)～7日(金) 第103回植物防疫研修会（農薬安全コンサルタント）

「植防関係団体」

- 9月18日(水) 日本植物防疫協会シンポジウム（日本教育会館 ハイブリッド形式）
- 9月25日(水) 報農会シンポジウム（北とぴあ つつじホール ハイブリッド形式）
- 11月13日(水) 虫供養 クロップライフジャパン（旧 JCPA 農薬工業会）



ダリア（天竺牡丹）

花言葉：

『富貴』、『壮麗』、『誠実』

撮影場所：上野東照宮ぼたん園

撮影者：MIYASAKA

組合からのお知らせ

1. 食の安全・安心 農業シンポジウム2024 in 栃木 報告

開催日時：2024年7月10日（水）13：30～16：30

開催場所：コンセーレ（栃木県青年会館）大ホール（宇都宮市）



受付風景



シンポジウム風景



司会：山本氏 講演に先立ちマナー等の注意とアンケートのお願いをし開演

開会の挨拶

全国農薬協同組合 全国農薬安全指導者協議会 橋爪会長



来賓挨拶

栃木県農政部経営技術課 グリーン農業推進担当 主幹 菊地祥康 氏



第一部

千葉大学名誉教授 本山直樹 先生 「農薬とは何？」基調講演



第二部

「食の安心安全と農薬の役割」についてパネルディスカッション



コーディネーター：

栃木県農業総合研究センター 研究開発部 研究統括監 福田 充 様

パネリスト：

栃木県立宇都宮白楊高校 農業経営科 3年 増山 木乃実 様

栃木県市町村消費者団体協議会 事務局長 小林 富子 様

ネギ生産者 阿久津 清尚 様

イチゴ生産者 竹村 功平 様

閉会の挨拶 全国農薬安全指導者協議会 栃木県支部 (株)栗原弁天堂 永岡正行 氏



*閉会后、アンケートをお答えいただいた方に地元の野菜をプレゼント

● 参加者及びその人数（内訳）

・ 栃木県立宇都宮白楊高校	44名
・ 栃木県農業大学校	38名
・ 県職員	12名
・ 栃木県農薬販売業組合	9名
・ 栃木県市町村消費者団体連絡協議会	3名
・ クロップライフジャパン	19名
・ 全国農薬安全指導者協議会栃木県支部	23名
・ 一般参加者	8名
総合計	156名

食の安全安心 農薬 シンポジウム 2024 in 栃木

日時 2024年 7月10日(水) 13:30～16:30
[受付開始 13:00～]

会場 コンセーレ 大ホール
宇都宮市駒生1丁目1番6号(栃木県青年会館)

講演
基調講演「農薬とは何?」
講師 千葉大学名誉教授 本山 直樹 先生
司会・フリーMC 山本 佳美 様
パネルディスカッション
テーマ 食の安心安全と農薬の役割
コーディネーター 栃木県農薬総合研究センター 研究開発部 研究統括監 福田 充 様
パネリスト 栃木県立宇都宮白楊高等学校 農業経営科3年 増山 木乃実 様
パネリスト(消費者代表) 栃木県市町村消費者団体連絡協議会 李花 尚長 様 小林 富子 様
パネリスト(生産者代表) ネキ生産者 阿久津 清尚 様 イテゴ生産者 竹村 航平 様

当日アンケートにお答えいただいた方にプレゼントをお渡しいたします!
主催/全国農薬安全指導者協議会栃木県支部
後援/栃木県・クロップライフジャパン関東支部

お問い合わせ: 事務局 080-9048-3219(永岡)
お申し込みは、裏面の参加申込書にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

2. 食の安全・安心 農薬シンポジウム2024 in 大分 報告

開催日時：2024年7月17日（水）13:00~16:00

開催場所：大分県総合社会福祉会館 4階大ホール（大分市大津町）



受付風景



会場



総合司会の實山さんより
講演に先立ちアンケートの
説明と注意事項をお知らせ
した後開催の挨拶開演となった。



開会の挨拶
全国農薬安全指導者協議会 橋爪会長

第1部 講演『農薬とは何?』と題して千葉大学名誉教授、本山直樹先生よりご講演



第2部 「大分県の取り組み」について ご講演

- 1) 大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班主査 鹿田 梓 様
 - 2) 大分県農林水産部地域農業振興課 広域普及指導班 主幹 石坂 奈緒美 様
- 「農作物生産者としての取り組み」について ご講演 ※ プログラム変更追加講演
- 3) 大分県農業法人協会 副会長 衛藤 勲 様



第3部 パネルディスカッション

『食の安全安心と農薬の役割について』と題して行った。



コーディネーター：大分県農林水産部地域農業振興課課長畑中一広様

パネリスト：千葉大学名誉教授本山直樹先生

大分県農業法人協会副会長衛藤勲様

一般参加（消費者の視点から）坂井美穂様

大分県農林水産部地域農業振興課広域普及指導班主幹石坂奈緒美様

大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班主査鹿田梓様

クロップライフジャパン九州支部支部長鈴木一輝様



閉会の挨拶

大分県農薬卸商業協同組合
理事長 内藤 威徳 様
(大徳物産株式会社
代表取締役社長)

事前アンケート記入の裏面にある、閉演後アンケート記入のお願いして、
参加記念品（白ネギみそ・ぽん酢セット）と引き換えに回収を行った。

● 参加者数及びその人数（内訳）

・一般参加者	64名	（内アンケート提出59名）
・来賓及び出演者様	16名	
・業会関係者（メーカー様・卸様）	42名	
・会場係（シンポジウム運営）	21名	※大分県農薬卸商業協同組合

総合計 143名

農薬のことを正しく学ぼう！ おんせん県おおいた

食の安全安心 農薬シンポジウム

in大分2024

参加無料
先着100名様

参加には裏面申込用紙にて申し込みが必要です
申込期日 2024年6月25日まで

2024
7/17水

開演 13:00-閉演 16:00 [当日受付 12:00-13:00]
大分県総合社会福祉会館 4階大ホール
大分市大津町2丁目1番41号 TEL 097-558-2945

総合司会 フリーアナウンサー 實山 加代子 様

毎日の食卓を彩る農産物、これを安全かつ安定的に育てるために、その基準の範囲内で使用される農薬について、漠然とした不安や疑問を抱かれている消費者の方も多いことでしょう。しかし、食糧生産にとって必要な農薬は、農業生産の安定、生産物の品質向上、農作業の省力化、効率化に大きく貢献しています。そこで農薬の働きや安全性について、農産物を生産する仕組みとあわせ、わかりやすく説明、お答えするため、シンポジウムを開催します。

第1部 13:10-14:00 【農薬とは何?】 講師 千葉大学名誉教授 本山 直樹 先生

第2部 14:10-15:00 【大分県の取り組みについて】 講師 大分県農林水産部 地域農業振興課 広域普及指導班 主幹 石坂 奈緒美 様
大分県農林水産部 地域農業振興課 安全農業班 主査 廣田 梓 様

第3部 15:10-16:00 【パネルディスカッション「食の安全安心と農薬の役割について」】
コーディネーター 大分県農林水産部 地域農業振興課 課長 畑中 一広 様
パネリスト 千葉大学名誉教授 本山 直樹 先生
大分県農業法人協会 副会長 衛藤 勲 様
一般参加（消費者の視点から） 坂井 美穂 様
大分県農林水産部 地域農業振興課 広域普及指導班 主幹 石坂 奈緒美 様
大分県農林水産部 地域農業振興課 安全農業班 主査 廣田 梓 様
クロープライフジャパン 九州支部 支部長 鈴木 一輝 様

主催/全国農業安全指導者協議会 大分県支部 共催/大分県農薬卸商業協同組合 協賛/全国農業協同組合 後援/大分県

3. 第51回全国農薬安全指導者協議会常任幹事会 報告

日時：2024年7月18日（木）13:00～

場所：全農薬ビル会議室

参加：大森理事長、栗原副理事長、橋爪会長、安武副会長、永岡副会長、木幡委員、池田委員、佐藤友紀委員、金井委員、金田常任幹事、森常任幹事、津藤常任幹事、湯舟常任幹事、田中常任幹事、村田常任幹事、住江常任幹事
鈴木参事、植草顧問（計18名）

1. 議事

(1) 2024年度事業中間報告の件

①2024年度安全協活動状況報告

事務局より、第46回全国集会・情報交換会、2024年度各地区会議、第100回・第101植物防疫研修会、第10回農薬安全コンサルタントリーダー研修について報告された。

②農薬シンポジウムの開催について

栃木県支部永岡副会長より「農薬シンポジウム in 栃木」の開催状況が報告された。

「農薬シンポジウム in 大分」については開催が本会議の前日であり、九州地区常任幹事欠席のため、事務局より簡単な報告がなされた。



報告する永岡副会長

③危害防止運動について

事務局より媒体品・2024年度ポスターの配布状況、キャンペーンの実施状況、農薬安全適正使用ガイドブック202年版の作成と配布状況が報告された。

●2024年度危害防止運動“一声運動”媒体品

希釈早見表	円盤型	10,000枚
	シール型	4,900枚
ひと声運動ポスター		2,100枚
毒物及び劇物譲受書		3,000部
のぼり旗		666枚



.....

2025 年（令和 7 年度） 運動方針・事業方針

運動方針

- 安全な農産物の確保を図るため、農薬使用者に対して農薬使用基準に定められた使用時期、使用回数等の遵守徹底を推進する。
- 一般消費者に対し農薬の安全性、有用性等、農薬の正しい知識の普及に努める。
- 農薬の保管及び物流における安全性確保のための危機管理を徹底する。

事業方針

I 農薬安全推進運動の実施

- (1) 農薬の適正使用の徹底
 - ・農薬取締法及び食品衛生法の周知徹底に努め、農薬の安全かつ適正使用を推進する。
 - ・正しい農薬登録情報の伝達に努め、農薬使用基準順守の徹底を図る。
 - ・「農薬安全使用のための 13 ヶ条」の確認を推進する。
 - ・普及の進んでいるマルチローターでの農薬散布についての正しい情報の周知徹底に努める。
- (2) 農薬の飛散防止対策の徹底
 - ・周辺圃場への農薬飛散防止対策に取り組む。
 - ・住宅地等における周辺住民への配慮の徹底を図る。
 - ・「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」の遵守に努める。
- (3) 「農薬安全ひと声運動」の実践
 - ・農薬使用者と一体となった三つの安全（農薬使用者の安全、農産物の安全、環境への安全）の実践を基本とした「ひと声運動」を展開する。
 - ・「ひと声運動」を行うため媒体品の有効活用に努める。
- (4) 農薬安全使用のためマスク、保護具必着運動の推進
 - ・安全作業の装備として、国家検定マスク（ライフ 350、ハイラック 330/335：興研(株)、ケミカットエース、ニチノ一排気弁マスク：(株)ニチノ一緑化、キーメイトマスク KS2X-C1：クラレクラフレックス(株) 等の積極普及と取り扱い拡大を図る。防除衣については、現状、並びに今後の市場性を探り、新規取扱について見極める。
- (5) 農薬販売者に対する農薬安全管理の徹底
 - ・農薬販売に当たり火災、漏出、紛失、廃棄、及び輸送時の注意等につき管理の徹底を図る。
- (6) 農薬使用状況等生産履歴記帳運動の推進
 - ・農薬の使用状況、気象条件等を必ず記帳、記録保管の徹底を推進する。
- (7) 農薬の物流における安全性確保の徹底
 - ・安全協農薬物流マニュアルの活用（指導農薬講習会での資料配布等）
 - ・全農薬ポータルサイト（ホームページ）の活用を図る。

(8) 空容器及び残農薬・廃棄農薬適正処理の推進

- ・クロープライフジャパン作成のガイドライン「使用済み容器内の付着農薬の除去と空容器の処分について」、「使用農薬の管理と処分について」や、農業生産資材適正処理全国推進協議会作成の「農薬空容器適正処理システム確立のための手引き」に沿った処理の推進を実施する。

(9) 安全協が指定する指導農薬の危害防止対策の実施

- ・毒性が強く用途外に使用されやすい農薬を指導農薬として指定することができる。
- ・講習会を開催し危害防止に努める。

(10) 必要に応じ、農薬に関する研修等への講師派遣を行う。

II 技術販売体制の強化

(1) 「農薬安全コンサルタント・農薬安全コンサルタンtrリーダー認定者を育成し、技術販売を促進する。

(2) 普及展示圃の実施

- ・安全協会員の技術習得と全農薬取り扱い商品の普及拡大を図ることを目的に、展示圃場設置と伴に商品知識の習得に努める。

(3) 総合防除(IPM：総合的病害虫・雑草管理)など新技術、新分野の導入推進を行う。

- ・IPM(総合的病害虫・雑草管理)の必要性を理解し、生物的防除資材等の適正な利用を推進する。

(4) 「輸出サポート体制整備委託事業」の受託機関である(一社)全国植物検疫協会と連携し、農薬安全コンサルタンtrリーダーは専門委員(病害虫防除)として輸出サポート体制に協力する。

III 一般消費者への農薬安全性広報活動の実施

- ・一般消費者を交えた農薬シンポジウムを開催する。
- ・クロープライフジャパン(含む支部)の農薬安全広報活動に協力する。
- ・講師として農薬安全性広報活動を実施する。

IV 活動計画

(1) 本部の活動計画

① 安全協組織の強化

- ・道府県農薬卸業者団体及び小売業者団体、賛助会員との連携強化を図る。

② 全国集会の開催

- ・全国集会を開催し、活動状況を報告、また新年度の事業計画を策定する。
- ・農薬シンポジウム開催道府県は実施状況及び成果を発表する。

③ 地区協議会の開催

- ・地区協議会を開催し(全農薬地区会議に包括)、地区内正会員、特別会員の他、指導農薬関係メーカー、賛助会員等を交え、安全協活動推進について協議する。
- ・地区協議会の中で技術研修会を充実させる。(農薬安全コンサルタンtrリーダー資格取得へのポイ

ントとする)

④ 常任幹事会の開催

- ・常任幹事（地区内代表幹事）が地域の情勢、要望等を常任幹事会に持ち寄り、次年度の活動方針及び地域活動の活性化を主体に検討・協議する。

⑤ 賛助会員打合せ会

- ・賛助会員と常任幹事との連携・交流を深める。講演会等を通じて情報を習得する。

⑥ 農薬費低減のための行動指針

- ・全農薬の行動計画の目標に従った防除を推進する。

⑦ 農薬ガイドブック 2025 年版の編集・発行

- ・2024 年 12 月下旬発行を目途に 2024 年 7 月末現在の新規及び適用拡大登録された農薬の収録、整理及び記載内容の見直し等に努め正確を期す。
- ・各道府県研修会受講者に頒布し、販売者への情報提供に活用する。
- ・食の安全、環境保全の推進等、関係者への普及を図る。

⑧ 資料、情報などの配布・提供

- ・全農薬通報等で会員が必要とする情報を迅速に提供する。
- ・農薬登録情報、病害虫発生関連資料等の情報を容易に検索、入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に掲載し、農薬の適正使用の推進に資する。
- ・賛助会員(農薬メーカー)の製品情報(技術資料・チラシ)を容易に検索、入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に開設、有効活用する。
- ・安全協の活動（リモート研修会、指導農薬講習会等）を入手できるポータル（入口）を全農薬ホームページ上に開設、有効活用する。

⑨ 農薬安全コンサルタントの養成

- ・日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」を受講し、安全協構成の正会員(農薬安全コンサルタント)の養成を図る。
- ・植物防疫研修会の運営に参加する。

⑩ 農薬安全コンサルタンtrリーダーの養成

- ・農薬安全コンサルタンtrリーダー研修会を開催し、農薬安全コンサルタントの技術の向上と技術販売体制の強化を図る。

⑪ クロップライフジャパン、緑の安全推進協会及び商系諸団体との連携強化

- ・行政における農薬の安全使用対策を確認するため、クロップライフジャパン安全対策委員会及び緑の安全推進協会との交流を継続するとともに、新たに全肥商連等の商系諸団体との交流・連携を図る。

(2) 支部の活動計画

- ① 県別の重点活動テーマの実施（農薬安全コンサルタントの技術向上の為の研修会を開催する）
- ② 「指導農薬」講習会の開催

- ・メソミル剤、パラコート剤(混合剤)、クロルピクリン剤を指導農薬と定め、安全協支部が主催し小売商、農薬使用者等を対象に講習会を実施する。
- ・指導農薬講習会に、地域、業界状況に応じた研修を加え内容を充実、受講者の拡大を図る。
- ・安全協が実施する「指導農薬」制度の目的達成のため、関連メーカーとの緊密な連携を保つ。
- ③道府県「農薬管理指導士」「農薬適正使用アドバイザー」との連携
 - ・地区関係機関と連携を図り、農薬の適正かつ安全な使用を推進する。
- ④一般消費者への農薬の正しい理解のための農薬シンポジウムの開催
 - ・全国から開催地を選定し、行政、関係指導機関、農薬使用者及び安全協会員と生産者、消費者を交えたシンポジウムを開催する。農薬シンポジウムにおいて一般消費者の意識調査を継続する。選定された支部は安全協支部全会員が一丸となり計画、立案、実施に取り組み支部の活性化につなげる。
- ⑤道府県農薬危害防止協議会への積極的な参加
- ⑥農薬用保護具使用実態調査の実施
 - ・農薬使用者に対する「保護具使用アンケート」を継続実施する。
- ⑦空容器、残農薬、廃棄農薬の適正処理
 - ・クロープライフジャパン作成の空容器及び使用残農薬についてのガイドラインを考慮し、当該地区の方針に準じ処理の推進に努める。
 - ・地域の適正処理推進協議会との連携を図る。

スローガン

- 農薬は正しく使って安全・安心
- 農薬は作物を守る科学の力
- 農薬の技術向上、日々研鑽

.....

②2025年度事業収支予算(案)について

資料に基づき、安全協事業費2025年収支予算案が示され承認された。

③農薬ガイドブック2025年版の発行について

発行を予定し、印刷部数減について調整を行うこと、毎年のページ数増加に対して、注意表示マークの配置、注意事項の省略等について検討すること。紙、インク等の値上げに伴い印刷代の値上がりがあり、ガイドブックの値上について4月の理事会での値上げの実施検討を受けて、適正な値上げを行うことが了承された。

④農薬シンポジウム開催について（2025年）

4月の理事会において開催地域の状況等を考慮して、2025年は年1回の開催とすること、候補地としては、愛媛県支部で開催を予定していることが報告された。

⑤危害防止月間 一声運動媒体品について（2025年）

本年と同様に各支部への要望調査を行う予定が報告された。

⑥第47回全国集会について

2024年11月21日(木) 海運クラブにおいて、例年通りの開催を予定。

講演（案）として

「今後の植物防疫についてー雑草防除の面からー（仮題）」

（公財）日本植物調整剤研究協会 技術顧問 與語 靖洋 氏

を予定していることが報告された。

⑦その他

- ・2024年度植物防疫地区協議会（植物防疫ブロック会議）
 - ・ランネット普及会の今後の活動への対応
 - ・クロルピクリン剤の安全対策の強化について
- について報告・検討された。

（3）各安全協道府県別活動報告～支部活動にあたっての問題点・要望～

各地区常任幹事より事前に各県支部からの報告を取りまとめた資料に基づき、各県支部の活動状況・課題・問題点・トピック等が報告された。



報告する常任幹事の皆様

2. 講演会

「今後求められる土壌消毒に関連した技術」

国立研究開発法人 農研機構 農業環境研究部門 化学物質リスク研究領域
有機化学物質グループ 小原 裕三 氏



3. 情報提供 16:30~17:00

土壌消毒剤の被覆フィルムの商品説明
岩谷マテリアル株式会社



会議・講演会後に懇親会が例年通り行われ盛況であった。

4. 全農薬受発注システム改修案（発注へのキャンセル変更）説明会議 報告

日時：2024年7月30日（木）14：00～

場所：全農薬ビル会議室（WEB会議なし完全対面形式）

参加：住友化学株式会社（3名）、日産化学株式会社（2名）、
シンジェンタジャパン株式会社（4名）、日本農薬株式会社（2名）、
バイエルクロップサイエンス株式会社（2名）、
丸和バイオケミカル株式会社（2名）、
石原バイオサイエンス株式会社（3名）、
三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社（2名）、
科研製薬株式会社（2名）
株式会社電算システム 古川 栄治、佐藤 範子、岡谷 哲志
全国農薬協同組合 中村 IT 広報委員長、鈴木参事、植草技術顧問
近藤業務担当

（計 29 名）

会議概要

開催挨拶：

中村全農薬 IT 広報委員長より開催の挨拶



中村委員長挨拶

改修案説明：

電算システム 佐藤氏より事前に各メーカー様に送付された「全農薬受発注 WEB システム発注変更・取消の改修案_202407.pdf」（当日説明会にて使用した資料）に基づき説明が行われた。

質疑応答については、説明の合間と最後を含め 3 回行われた。

1 回目質疑応答：

22 題の質疑・回答 省略

1 度目の質疑応答が終了し、引き続き説明が再開する。



説明する佐藤氏

2 回目質疑応答：

15 題の質疑・回答 省略

2 度目の質疑応答が終了し、さらに説明を再開する。



質疑・回答が行われる会議の様子

3 回目質疑応答：

5 題の質疑・回答 省略

以上で質疑応答が終了し、今後は以下のとおり進めることが示された。

- ・議事録を送付し8月末を目途にフィードバック。
- ・フィードバックを受発注システム総会（12月）にて、その意見を報告。

閉会挨拶：鈴木参事



閉会挨拶 鈴木参事

関係団体からのお知らせ

ハイブリッド型
開催

1. 第 39 回報農会シンポジウム

『植物保護ハイビジョンー 2024』のご案内

～「みどりの食料システム戦略」に関する植物保護分野の重要課題～

主催：公益財団法人報農会

日時：2024 年（令和 6 年 9 月 25 日（水） 10：50～15：30（ハイブリッド型）

場所：「北とびあ」つつじホール（東京都北区王子 1-11-1）

URL：<https://www.hokutopia.jp>

JR 京浜東北線王子駅北口より徒歩 2 分、東京メトロ南北線王子駅 5 番出口直結

<プログラム>

- ・地球温暖化が病害虫発生に及ぼす影響
農研機構 農業環境研究部門 土壌環境管理研究領域 山村 光司
- ・地理情報システム(GIS)を活用した国内におけるミカンキジラミの定着可能地域予測
農研機構 果樹茶業研究部門 果樹生産研究領域 紺野 祥平
- ・線虫剤を取り巻く状況(市場と開発動向について)
アグロカネショウ株式会社 中村 元太
- ・Agroecology・アグロエコロジーそして農生態学：有害生物管理における基礎的な話題から
愛媛大学大学院 農学研究科 日鷹 一雅
- ・トマト生産現場での取り組み：GAP、振動による害虫防除
株式会社 未来彩 園瀬 尾誠

参加費：3,000 円(講演要旨集を含む。ただし、講演要旨集のみ購入の場合 2,000 円)

(15：45～16：15 功績者表彰式、表彰式終了後祝賀会：参加費 5,000 円)

申込み：報農会ホームページに掲載しております「開催要領」をご覧の上、申込用紙に必要事項を記入して、メール又は FAX でお申し込みください。

なお、シンポジウム終了後同じ会場(同じ URL)で、報農会主催第 39 回功績者表彰式を行います。

連絡先：公益財団法人報農会事務局

TEL・FAX：03-5980-8773 E-mail：khon0511@car.ocn.ne.jp

URL：<https://honokai.org>

2. 日本植物防疫協会 シンポジウムのお知らせ

『農業現場が求める病害虫防除の情報とは何か』

1. 日時：2024年9月18日（水）10：00～17：30
2. 場所：日本教育会館「一ツ橋ホール」（東京都千代田区一ツ橋）
3. 主催：一般社団法人日本植物防疫協会
4. 趣旨：我が国においては、高品質な農産物の安定生産に資する病害虫防除を適時・適切かつ効率的に行うために、病害虫防除に係る多くの幅広い情報を国・都道府県・JA等より農業生産現場に提供している。さらに近年、農業生産規模、経営体系等が多様化し、農業現場が利用する情報についてもICT等の発達により農機メーカー提供ツールや各種農業支援アプリ等が登場することにより、その提供内容及び伝達手段も多様化している。
このような状況を踏まえ、本シンポジウムでは、病害虫防除に関して、現在農業生産現場にどのような情報が提供されているか、農業生産現場が必要としている情報とはどのようなものか等について、行政、植物防疫関係機関、農薬会社、農業者等のそれぞれの視点から意見を頂き、今後の病害虫防除に係る情報提供についての課題を考える。
5. 開催方法：会場での参加とウェビナーによるライブ配信
6. プログラム

- ・WAGRIが提供するAPIの説明と農業データアグリゲーションスキームの構築
農研機構農業情報研究センター WAGRI推進室 二宮 芳継 氏
農研機構農業情報研究センター 農業AI研究推進室 山中 武彦 氏
- ・兵庫県が行う生産現場に向けた病害虫防除に係る情報提供とその課題
兵庫県農林水産技術総合センター淡路農業技術センター 神頭 武嗣 氏
- ・病害虫雑草の診断と予察におけるデータの活用と課題
日本農薬株式会社 青島 正昂 氏

パネラーによる情報提供紹介

- ・地域統一防除体系による、特別栽培りんごの産地確立
岩手中央農業協同組合 横澤 勤 氏
- ・山陽薬品が農家に提供する病害虫防除に係る情報とその方法
山陽薬品株式会社 中山 博史 氏
- ・2代に渡り戦う病虫害防除と天災～ピーマンの大産地ならではの悩みとは～
株式会社 agri new winds 飯田 等 氏
- ・数十年の農業経営を通じて病害虫防除用情報コミュニケーションについて思うこと
株式会社いちごハウス 木場 俊行 氏

総合討論

- ・講演者 情報提供者に加え、井村岳男 氏（奈良県病害虫防除所）、宮本拓也氏（茨城県農業総合センター専門技術指導員室）、藤村智氏（岩手中央農業協同組合りんご部会）

行政からのお知らせ

1. 総合防除の普及推進を図るための令和6年度全国キャラバン 開催方針

～改正植物防疫法及びみどりの食料システム戦略に基づく総合防除の浸透～

令和6年7月10日

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

1 趣旨

有害動植物の防除は、地域の農業生産の安定や農業の持続的な発展を支え、食料の安定供給の確保を図るために極めて重要である。しかしながら、近年の温暖化等の気候変動を背景として、有害動植物の発生地域の拡大や発生量の増加、発生時期の変化が散見され、従来の対策では十分な防除効果が得られない事例が報告されている。また、有害動植物のまん延リスクの高まりのみならず、薬剤抵抗性を獲得した有害動植物の顕在化に対応するとともに、「みどりの食料システム戦略」に基づき、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現していくためには、化学農薬のみに依存しない様々な手法を組み合わせた「総合防除（IPM）」の取組拡大が重要かつ急務となっている。

このため、改正植物防疫法に基づき、農林水産省として、総合防除基本指針（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号）のもと、都道府県や農業者団体等と連携し農業者に対して総合防除の必要性など認知を広め、科学的知見の収集や防除技術の研究開発及び実証等を通じてその推進を図り、各都道府県においては、地域の実情に応じて策定された総合防除計画に即して、予防・予察に重点を置いた防除体系の実証や防除指導等が進められる必要がある。

つきましては、都道府県や農業者団体等が中心的役割を担う各地域における総合防除の普及推進のため、全国の地域毎にキャラバンを開催し、都道府県の方針や産地での具体的な取組事例、新規技術の共有等を通じて気運を醸成することとする。なお、キャラバンでは、令和6年度中の改定を検討しているIPM実践指針（平成17年9月策定）について、総合防除の普及拡大に向けた課題や対応策等に係る意見交換も兼ねるものとする。

2 開催日時・場所

北海道：令和6年12月中旬、札幌市内（予定）

東北農政局：令和6年11月5日（火）仙台合同庁舎A棟 13:00～16:00

関東農政局：令和6年10月23日（水）さいたま新都心合同庁舎2号館

5階共用大会議室 501 13:00～17:00

北陸農政局：令和6年10月15日（火）金沢広坂合同庁舎大会議室 13:00～17:00

東海農政局：令和6年9月26日（木）ウイंकあいち大会議室

(愛知県産業労働センター) 13:00~16:50

近畿農政局：令和6年10月30日(水) 近畿農政局第1会議室 13:00~17:00

中国四国農政局：令和6年9月4日(水) 岡山県農業共済会館大会議室 13:00~17:00

九州農政局・内閣府沖縄総合事務局(合同開催)：令和6年8月2日(金)

熊本地方合同庁舎共用会議室 13:00~17:15

3 開催方法

- ・原則として、対面開催とする。ただし、会場準備及び話題提供者の都合も勘案し、必要に応じてweb会議システムの併用も検討する。

4 参集範囲

- ・都道府県及び市町村職員(植物防疫・普及指導担当、試験研究担当等)
- ・農業者団体及び民間事業者(農業協同組合、農業共済組合、農薬メーカー等)
- ・研究機関(農研機構、大学等)
- ・農業者、その他総合防除に関心があるもの
- ・農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局職員 等

5 プログラム

(開会の挨拶)：地方農政局等又は植物防疫課

【第一部：産地で普及が進められる取組や今後期待される技術について】(150分)

- (1) 総合防除の推進に向けて(植物防疫課)
- (2) グリーンな栽培体系への転換サポートによる取組(事業実施主体、2~3事例)
- (3) JAグループにおける環境負荷低減の取組(JAグループ、1事例)
- (4) 総合防除の普及に資する新たな技術について(農研機構、都道府県試験場等、2事例)

※(2)~(4)は開催地区に関係するものを優先して選定することとする。

【第二部：総合防除の普及拡大に向けた課題や対応策等に係る意見交換】(90分)

- (1) 都道府県における総合防除の普及に向けた方針や具体的取組み(都道府県、2事例)
- (2) 総合防除の推進に向けた課題及び提案(外部有識者、農薬メーカー等、1事例)
- (3) IPM実践指針の改定に向けて(植物防疫課)
- (4) 総合討論

(閉会の挨拶)：植物防疫課又は地方農政局等

6 問い合わせ先と詳細は以下 URL 参照

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/r6caravan.html

2. 株式会社M・B・Mが輸入・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

6消安第2787号

令和6年8月6日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課長

今般、株式会社M・B・M（以下「同社」という。）が輸入・販売する製品「プラントサブリBK-1」（以下「当該資材」という。）を分析した結果、中華人民共和国で農薬として登録を受けているが、我が国では農薬として登録を受けていない有効成分であるマトリンが、病害虫防除効果を有する程度含まれていることが確認され、当該資材は農薬取締法第3条第1項に基づく登録を受けていない無登録農薬であることが判明しました。このため、同社及び当該資材を同社から購入し販売している者（以下「販売者」という。）に対し、当該資材の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況及び在庫品の処分状況等について報告するよう命じました。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表し、下記について都道府県に対し指導しておりますので、貴組合の会員に対し周知をお願いいたします。

なお、当該資材に含まれている農薬の有効成分の性質及び当該資材に表示されている使用方法等を総合的に勘案すると、当該資材を使用して生産された農作物の摂取による健康への悪影響は想定されないものと考えています。

記

- 1 当該資材を保有している販売者に対して、これらを販売することなく、直ちに購入を通じて同社に返品するよう指導すること。
- 2 当該資材を保有している使用者に対して、これらを使用することなく、直ちに販売者を通じて同社に返品するよう指導すること。
- 3 無登録農薬であると疑われる資材が販売又は使用されることを防止するため、別添の「農薬疑義資材の使用防止リーフレット」を活用し、農薬疑義資材に関する情報を得た際は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供すること。

以上

リーフレット次頁

使う前には必ずチェック！

- 農薬には必ず登録があります
- まく前にチェックし、必ず登録された農薬を使いましょう
- ラベルに記載された方法及び注意事項を守って使用しましょう



登録はあるかな？

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

〇〇××剤		農林水産省登録番号〇〇〇〇号		有効成分：□□□□□...30%	
適用作物・害虫と使用方法					
作物名	農薬濃度	薬剤量	使用時期	防除回数	使用方法
果木類	アミダロリン酸水	2000倍	発生初期	4回	散布
米	ピリフェンチン酸水	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	ネブダゾル	1500倍	発生初期	4回	散布

(このリーフレットに関する問い合わせ先)
農林水産省農薬対策室
【代表03-3502-8111(内4500) 直通03-3501-3965】

農林水産省

こんな資材に注意！

- 農薬登録がないのに、ラベルに「害虫にはよく効きます」「虫が寄り付かない」「病気によく効きます」「病害虫に効く〇〇を原料としています」と書いてある



- 使ってみると、なぜか害虫がよく死ぬ



無登録農薬の疑い

すぐに使用をやめて、
農林水産省に連絡しましょう

(情報提供先)
農林水産省のHP内に「農薬目安箱」を設置し、このような資材に関する皆様からの情報を受付けております。
URL: <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

農林水産省ホームページ>消費・安全>農薬コーナー>農薬疑義資材コーナー
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/

リーフレット PDF は以下の URL より
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/attach/pdf/index-14.pdf

3. 令和6年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

6 消安第 1950 号
6 畜産第 928 号
令和6年6月28日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
畜産局畜産振興課長

このことについて、別添のとおり、地方農政局等を通じ、各都道府県に通知しましたので、御理解及び御協力をお願いします。

(別添)

令和6年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬の関与が疑われる蜜蜂被害対策については、平成25年度からの3年間に蜜蜂の被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集した結果に基づき、被害を軽減するための対応の周知・指導をお願いしているところである。

令和6年度においても、引き続き、農薬等による蜜蜂の被害を軽減するため、下記の事項について了知の上、貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

なお、下記の事項を実施するに当たっては、必要に応じて、消費・安全対策交付金を活用するよう、併せて周知願いたい。

記

- 1 農薬による被害の低減について
 - (1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有
 - (2) 情報共有の更なる徹底
 - (3) 被害軽減のための対策の推進
 - (4) 対策の有効性の検証等
- 2 蜜蜂に寄生するダニの被害の低減について

別添詳細は以下より

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/attach/pdf/notice-9.pdf

4. 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

6 消安第 2283 号
令和 6 年 8 月 26 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
畜産局畜産振興課長

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 44 号）が令和 6 年 8 月 26 日付けで公布されましたので、本改正内容について、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

なお、本改正の概要については、別紙を御参照ください。

(別紙)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料の成分規格を定めることができるとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

このうち、農薬の成分である物質については、省令別表第 1 の 1 の（1）のセ及びソにおいて、飼料の原料に含まれてはならない量（以下「飼料に含まれる農薬の残留基準」という。）が定められており、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や飼料中の農薬の残留試験の結果等を踏まえて、順次見直しを行っている。

2 改正の概要

省令別表第 1 の 1 の（1）のセに掲げる農薬の成分である物質のうち、2、4-D について、飼料に含まれる農薬の残留基準を以下のとおり改正する。

なお、本改正案は、農業資材審議会の意見を聴き、令和 5 年 12 月に適当である旨の答申を得ている。

2、4-D^(※)

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	見直し前	見直し後
えん麦	0.5	2
大麦	0.5	2
小麦	0.5	2
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	0.5	2
ライ麦	0.5	2
牧草	260	400

下線部は改正部分。

(※) 名称について、「2、4-D」は「2、4-ジクロロフェノキシ酢酸」に変更する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

技術情報

1. 天敵を活用してオウトウ栽培のハダニを防ぐ「天敵を主体とした果樹のハダニ類防除体系標準作業手順書 オウトウ編」を公開

2024年7月31日

概要

オウトウ栽培では、果実肥大期に雨除けを被覆するため、高温・乾燥によりハダニが多発しやすくなります。

ハダニは増殖が速く、化学合成農薬(殺ダニ剤)に対して薬剤抵抗性を発達させやすい害虫です。ハダニの有力天敵であるカブリダニを主役とする、土着天敵と天敵製剤の2つの天敵利用技術を合理的に組み合わせた果樹の<W 天>防除体系は薬剤抵抗性が発達しにくく、環境にやさしい、持続的な害虫管理技術です。本技術はオウトウ栽培にも応用でき、山形県を事例に栽培モデル体系が作られています。

本標準作業手順書(SOP)は、<W 天>防除体系をオウトウの栽培特性に基づいて構築するための考え方や導入における留意点とともに、モデル体系や導入事例を紹介しながら、本防除体系の構築から導入、実践までのノウハウを解説します。

<W 天>防除体系は、殺ダニ剤による防除が困難な産地はもとより、現状では薬剤防除に問題がない産地においても、殺ダニ剤の使用頻度の抑制とその持続的利用を可能にし、オウトウの生産力の向上と環境負荷低減栽培の両立に貢献します。

【利用方法】

• 以下の URL より、本 SOP のサンプル版(PDF)をどなたでもご覧いただけます。

本 SOP 全編のご利用には利用者登録(無料)またはログインが必要です。

• 以下の URL より、「ログイン/利用者登録」のページにアクセスすることができます。

「天敵を主体とした果樹のハダニ類防除体系標準作業手順書 オウトウ編」

<https://sop.naro.go.jp/document/detail/128>



2. 手取り除草を大幅に省力化する茶園用除草機を開発

2024年8月6日
農研機構
株式会社寺田製作所
静岡県農林技術研究所

概要

近年、有機栽培や農薬使用量の少ない茶栽培に対する消費者のニーズが高まっています。しかしながら、除草剤を散布しない手取り除草は非常に多くの労力を要し、さらに、手取り除草を行う雇用労働力の確保も困難になってきていることから、産地の維持・発展のために除草作業の機械化が急務となっています。

そこで農研機構は、(株)寺田製作所、静岡県農林技術研究所と共同で、茶園の樹冠下や雨落ち部²⁾及びうね間の除草が可能となる茶園用除草機を開発しました(図1)。

開発機は、①うね間除草機構と②樹冠下・雨落ち部除草機構の2種類の除草機構を持つアタッチメント式の茶園用除草機です。①うね間除草機構は、乗用型茶園管理機から動力を得て油圧モータを用いて除草爪を回転させるタイプです。②樹冠下・雨落ち部除草機構は、樹冠下や雨落ち部に除草刃が入り込み雑草をかきとる構造となっています。樹冠下・雨落ち部を除草する際に茶樹を傷める恐れがあることから、この除草機構は、茶樹に強く当たった場合は、内側に縮むような機能を有しています。この2種類の除草機構は乗用型茶園管理機の走行部の後方に装着する構造で、茶うねの両側を同時に除草します。

本開発機を用いた現地試験の結果、開発機のみで除草できた割合は平均83%でした。開発機による除草時間と開発機で除草しきれなかった雑草を手取り除草した時間を合わせても、慣行の手取り除草に比べて、除草時間を50%以上削減できることを確認しました。本開発機は2023年12月より(株)寺田製作所から販売されています。本開発機の普及により、茶園の除草作業の機械化が促進され、茶園作業の大幅な省力化が期待されます。

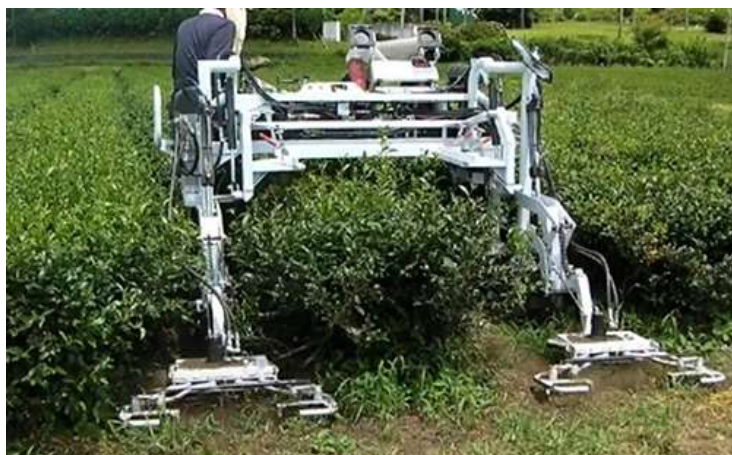


図1
開発した茶園用除草機

全農薬ひろば

ノウゼンカズラ（凌霄花、英名：Chinese trumpet creeper、学名： *Campsis grandiflora*）

ノウゼンカズラ科ノウゼンカズラ属の落葉性のつる性木本で、中国原産で平安時代には日本に渡来していたと考えられる。夏から秋にかけて花をつけ、気根を出して樹木や壁などの他物に付着してつるを伸ばす。

古くから花の観賞用に植えられており、庭園、公園などに蔓の庭木として利用される。日本での植栽地は本州東北地方以南で日当たりと水捌けがよい肥沃地に生育する。寒さを嫌うため植え付けは3月下旬から4月上旬にかけ行われる。6~7月上旬にかけ挿し木で殖やされる。また、樹勢が強く、よく成長するため落葉期の2月に前年の枝を全て切り落とし、幹だけにする整姿剪定が行われる。日光不足では花がつかず、蔓は固定していないと冬に枯れてしまう。



花期のピークは7~8月で、枝先に円錐花序を萌出し、直径6、7 cmの橙黄色、橙色あるいは赤色の大きな美しい花を対生する。花房は垂下し、花冠は広い漏斗型で、先端は5裂し平開する。雄蕊は4本のうち2本が長い。花は暖地では晩夏から秋にかけ大量に形成されるが日本では結実しにくい。鳥媒花（ハチドリ等が空中をホバリングしながら嘴を花の中にさし込んで蜜を吸う）とされているため、受粉に適した訪花鳥が少ないからかもしれない（要精査）。

また、本花には毒性があると伝えられていたようだが、実際にはそれほど強い毒性はない。落花すると、周りを濡らすほど蜜がたれ、メジロや蜂が集まってくるが、その蜜にはラパコールという成分が含まれており、弱い毒性がある。触ると肌がかぶれたり、目に入ると炎症を起こす可能性がある。花や樹皮は漢方薬では利尿等に使用され、何らかの生理活性を有する。

（一部 Wikipedia 等より引用）



撮影場所：藤沢
花言葉：『栄光』、
『名声』、『良縁』

